

令和3年

第4回市議会定例会 議案第13号

函館市道路占用料徴収条例の一部改正について

函館市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月1日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

函館市道路占用料徴収条例（昭和45年函館市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

	外径が1メートル以上のもの		550
--	---------------	--	-----

を

「

	外径が1メートル以上のもの			550	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの その他のもの	長さ1メートルにつき1年	3
					9
		道路の構造または交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	730
	その他のもの	上空に設ける		460	

に、

		もの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	
		地下に設けるもの		270
	その他のもの			910

「第32条第1項第3号および第4号」を「第32条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

(提案理由)

自動運行補助施設に係る占用料の額を定めるため